

環境大気常時監視マニュアル改訂の方向性（第 1 回検討会資料）

基本的な考え方

下記を基本に、記述を改訂する。

- ・日本工業規格（JIS）の改正
- ・高度の精度管理のための大気測定機器の校正手法
- ・情報処理システムの発展に伴う、高度な大気測定データ管理・伝送システムの構築方法
- ・大気測定機器から発生する産業廃棄物の適正処理方法
- ・常時監視に係る事務の処理基準の策定（平成 13 年）及び改正（平成 17 年）
- ・「大気環境モニタリングの在り方に関する検討会」報告書（平成 17 年）における課題
- ・「環境大気測定機の信頼性評価検討会」報告書（平成 18 年）における課題
- ・地方公共団体等へのアンケート結果を踏まえた必要事項
- ・その他の必要事項

第 1 章 総論

1. 記述の目的

- (1) 大気汚染常時監視の概要、トピックの記述
- (2) マニュアル全体の総括

2. 課題

- (1) 全体的に簡潔化を図る。
- (2) 大気汚染の常時監視事務についての記述と、マニュアル自体の作成目的や使用方法の記述を同時に記載している。
- (3) 各論（マニュアルの 2 章以降）で記述することが可能と考えられる詳細な記述がある。
- (4) 形式的に、見出しが各論（各章）と異なっている。
- (5) 技術的に古くなった記述がある。
- (6) 大気汚染の常時監視に係る経緯、歴史的な整理がない。

3. 対応案

- (1) 章の名称を「概要」あるいは「はじめに」等に改める。
- (2) マニュアル自体の作成目的や使用方法については、巻頭言の部分に記述するか、必要であれば、目次の前に「本書の使い方」の記述を追加することにより、記述内容の更なる明確化を図る。
- (3) 各論での記述が可能な部分については、各章に記述を移動する。
- (4) 総論で示した見出しに沿って、各論の見出しを統一する。ただし、総論部分でも細かすぎる記述もあるので、各論との記述内容を精査し、目次を決める。
- (5) 古くなった記述は現状に合わせて修正する。

大気汚染の常時監視については、現在、有害大気汚染物質についても実施されているため、本マニュアルでは、これらを取り扱わないことを明記する。

第 2 章以降

1. 記述の目的

- (1) 大気汚染常時監視の各論の記述
- (2) 大気汚染常時監視業務に従事する地方自治体の職員等に対する必要十分な情報の提供

2. 全般的課題

- (1) 地方自治体の職員等がより使用しやすくなるよう、目次に工夫が必要。
- (2) 技術的に古くなった記述がある。

3. 全般的対応案

- (1) 記述内容に合わせて目次を改訂する。
- (2) 古くなった記述は現状に合わせて修正する。また、記述の追加だけでなく、必要性が低くなった記述については、簡素化や削除を含めて見直す。

4. 第 2 章 大気汚染自動測定機の取扱要領

- (1) 測定機の記述と測定局の記述を切り分ける。
例：「第 2 章 測定局」、「第 3 章 大気汚染自動測定機」
- (2) 測定局の記述部分において、落雷対策及び局舎の内装・外装についての記述を追加する。
- (3) 測定機の記述部分において、各測定機の共通事項をまとめる。
 - ・ 現行 2 章の 2.2(2) フィルタ、(3) 流量計、(4) ガス吸収部、(5) 吸引ポンプ、(6) 流量制御部
 - ・ 現行 2 章の 2.3(3) フィルタの交換頻度、(4) 測定機の試料大気採取流量の確認
 - ・ 現行 2 章の 3 共通事項
 - ・ 「校正」を追加（第 3 章の「3.3 目盛校正」を移動）
- (4) 汚染物質毎の測定方法（機器）については、基本的な仕様を示すこととし、個々の測定機に関する仕様の記述は整理する。

5. 第 3 章 測定機の維持管理要領

- (1) 冒頭部の記述に、第 1 章と重複するような総論的な内容があるため、整理する。
- (2) マニュアル以外の環境省関係文書を参照している箇所があるが、マニュアルと参照文書で重複する記述が多いことから、必要な記述はできる限りマニュアル内に取り込む。
 - ・ 「環境大気測定機器維持管理要綱」：全般へ取り込む。第 3 章 4.3(3) 定期保守作業参照。
 - ・ 「大気汚染測定における安全対策の確立について」：第 2 章「測定局舎」へ取り込む。第 3 章 4.3(8) で参照）

6. 第4章 大気汚染常時監視システム

(1) 以下の項目については、最新の情報（PC サーバー、LAN 等）であるか、マニュアルの利用者が必要であるか等を精査の上、記述の方法を見直す。

1. 1 データ転送系

2. 2 プログラム (1)メーカー提供のプログラム、(2)利用者プログラム、(3)プログラムの作成委託と著作権

3. 2 安全対策 (4)機械的・電気的事故

4 常時監視システムの運用、4. 6 ファイルの保護対策、4. 7 ファイルの復元対策

(2) 以下の項目については、本章と直接の関係がないため、トピックとして紹介をする。

そらまめ君

(3) データのバックアップについては、4. 7 ファイルの復元対策で詳細な記述があるが、1. 2 データ処理系、6. 3 更新に当たっての留意事項 (1)バックアップ対策 にもそれぞれ記述があるため、内容を精査の上、記述の方法を見直す。

7. その他

(1) 参考資料として、大気汚染常時監視年表を掲載する。

(2) 索引・検索機能を追加する。